

# 郡山国道事務所・保安施設設置基準運用要領（案）

平成28年1月

東北地方整備局 郡山国道事務所

1.	本運用の取り扱い	1
2.	適用範囲	2
3.	保安施設設置基準の運用	3
3-1	保安要員、交通誘導員等の適正配置、教育・訓練の実施	3
3-2	視認しやすい標示板の設置	6
3-3	一般車両に工事箇所存在を認識させる追加対策	8
3-4	施工者の被害を低減させる対策	10
3-5	その他	12
4.	保安施設設置標準図	13
5.	保安施設の設置・撤去手順（案）について	35

## 1. 本運用の取り扱い

- ・ 路上工事を実施する場合は、以下の基準、通達に従い実施すること。

### <前提となっている基準、通知>

東北地方整備局保安施設設置基準（土木工事共通仕様書参考資料より H26.4.10）

路上工事事故防止に係る当面の対応について（抜粋）

（土木工事共通仕様書参考資料より H7.8.3）

現道工事等における第三者起因事故を低減させるための当面の安全対策について

（土木工事共通資料参考資料より H19.3.23）

保安施設の設置・撤去手順（案）（土木工事共通仕様書参考資料より H14.3）

### <目的>

郡山国道事務所における路上工事については、前提として土木工事共通仕様書参考資料に記載の東北地方整備局保安施設設置基準、及び関連通達を順守することを基本とし、本運用は、基準、通知を漏れなく把握するための参考資料であるとともに、一層の安全確保を推進するための視点、工夫をまとめたものである。

### ※ 本運用の見方

二重四角で囲まれた記述は東北地方整備局保安施設設置基準及び通達に記載されている事項

一重四角で囲まれた記述は郡山国道事務所における運用として追記している事項

- ・ 郡山国道事務所における路上工事は、本運用要領を参考に検討された施工計画を基に、路上工事安全対策審査会で内容を確認する。
- ・ 路上工事安全対策審査会で追加対策として認められた事項については、監督職員が必要に応じて指示・協議を行うものとする。
- ・ 路上工事安全対策審査会を経た交通規制案をもって、警察署への道路使用許可申請書を作成し、警察署との協議、許可条件についても別途対応すること。

### <留意点>

本運用要領は、路上工事におけるもらい事故の頻発を受けて開催された路上工事における安全確保対策検討委員会において議論された結果、路上工事において安全確保を図るための視点、必要事項を運用・解説として整理したものである。したがって、これまでどおり、警察署との道路使用許可申請に係る手続きにおける、協議事項及び許可条件についても併せて対応し、路上工事における万全の安全対策を図ること。

## 2. 適用範囲

### <基準 第2>

- ・ 保安施設の設置にあたっては、他の通達等に定めるもののほか、次に掲げる1号及び2号の工事の場合は、保安施設設置基準により、3号に掲げる工事の場合にあつては、現場条件等を勘案し、原則として保安施設設置基準によるものとする。
  - (1) 一般の交通の用に供している道路で行う道路の維持修繕工事および舗装工事。
  - (2) 一般の交通の用に供している道路で行う道路法第22条に基づく原因者に対する工事施行命令による工事及び同法第24条に基づく道路管理者以外のものが行う工事並びに同法第32条または第35条に基づく道路占用に伴う工事
  - (3) 一般の交通の用に供している道路で行う前1～2項を除いた工事

### <基準 第4－(4)>

- ・ 道路上に止むを得ず機械、材料等を置く場合は、この基準により設置すること。

### 3. 保安施設設置基準の運用

#### 3-1 保安要員、交通誘導員等の適正配置、教育・訓練の実施

<通達 H7.8.3 1-(3)>

- ・ 路上工事全般において、現場の状況・作業方法に応じて適切に保安要員、交通誘導員等の配置を行うこと。

<留意点>

誘導員等の配置を踏まえ、一般ドライバーの暴走、突入を想定し、退避場所を設けること。

保安施設設置基準に記載のない保安要員、交通誘導員を配置した場合、必要に応じてクッションドラムやとまるくんなどの安全施設の追加配置を行うこと。

<通達 H19.3.23 4-②>

- ・ 停車車両の滞留長が長くなる場合やカーブ区間等で視認性の悪い個所では車両が滞留している最後尾付近にも原則として交通誘導員を配置するなどし、適切な誘導を図ること。

<留意点>

停車車両の滞留長が長くなる場合やカーブ区間等で視認性が悪い個所は、基本的に工事規制区間から視認できない範囲とすることとし、停車車両の最後尾付近に原則として交通誘導員を配置すること。

<通達 H19.3.23 5-①>

- ・ 交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条に基づく教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
- ・ また、都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）合格者を配置するものとする。

<通達 H19.3.23 4-①>

- ・ 交通誘導の「旗の大きさ（70cm×70cm）」は現場状況に応じ視認性の良いものに適宜拡大して使用すること。なお、昼間は「誘導灯」による交通誘導は視認性に問題があるため使用しないこと。

<留意点>

交通誘導員の旗による減速の注意喚起は、視認性の良いものを採用するものとし、実際の現場において、旗を開閉する、上下に動かすなど、ドライバーの注意を引くアクションをとるようにすること。

<基準 第4（8）>

- ・ 作業員は保安帽を着用するものとし、必要により安全衣をあわせて着用する。また、交通誘導員は、保安帽及び安全衣を必ず着用すること。

<留意点>

交通誘導員等については、一般ドライバーからも視認しやすい目立つような服装の着用を指導すること。

<通達 H7.8.3 1-（3）>

- ・ 請負者に、交通誘導員等に対する工事に適合した合図・信号に関する安全教育の実施について、周知徹底すること。

<留意点>

人員配置・施設配置の考え方、退避場所、回避行動に関する事項を交通誘導員等への安全教育において徹底を図ること。また、休憩中など作業時以外の不用な場合は、速やかに規制区間外へ退出させ、規制区間内にとどまらせないよう注意喚起を図ること。

<追加事項>

- ・ 危険が想定される通行車両があった場合、交通誘導員間で迅速な情報伝達を行えるよう徹底する。

<留意点>

必要に応じて、交通誘導員間で突入の危険がある車両の存在を伝達する合図者や、無線連絡設備を配置すること。

<追加事項>

- ・ 交通誘導員に対し進入車両に対する危険回避シミュレーションの実施を徹底する。

<留意点>

請負者は路上工事の施工に先立って、交通誘導員を含む現場従事者に対し、机上もしくは現地において、暴走車両の突入を想定した避難訓練を実施すること。施工途中に新規入場者が発生した場合においても同様に実施すること。

<追加事項>

- ・ 請負者は月に1度の安全教育において、本運用要領及びチェックリストを活用し、現場従事者に対して路上工事の安全対策に関する事項について周知を図ること。

<留意点>

一次、二次下請けに対する安全教育も徹底し、現場従事者全員に対して安全対策事項の周知徹底を図ること。

<追加事項>

- ・ 請負者は日常パトロールにおいて、保安施設及び作業員・交通誘導員・保安要員の配置状況の確認を併せて実施する他、社内の安全パトロールやKY活動にも路上工事の安全対策に関する事項を取り入れること。

### 3-2 視認しやすい標示板の設置

<通達 H19.3.23 6-①>

- ・ 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる。

<留意点>

現場状況に応じて施工場所の手前に設置している工事予告看板を追加すること。

<通達 H19.3.23 1-③>

- ・ 工事時間帯や交通量及び沿道状況等を勘案し、必要に応じ自発光タイプの標識を設置する。

<解説>

<留意点>

夜間の路上工事においては、自発光式標識等の発光する施設の配置を積極的に取り入れること。

規制区間内の車輛の通行においても、現場従事者の飛び出し注意を警告する注意喚起看板を積極的に配置すること。

標示板は一般ドライバーへの注意喚起を目的としていることを勘案し、配置場所や配置数は現場状況に応じて視認しやすくすること。

<基準 第4(6)>

- ・ 警戒標識は1.6倍、規制標識は1.5倍を原則とする。ただし、道路の状況等により前者を1.3倍、後者を1.0倍とすることができる。

<通達 H19.3.23 6-③>

- ・ 標示板の色彩については地を黄赤色（オレンジ色）、文字図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる。

<留意点>

標示板の色彩は、現場の状況に応じて一般ドライバーが視認しやすいものとなるよう留意すること。

夜間、大型車など特殊な状況においても各種、標識、標示板が視認しやすい配置とすること。

<基準 第4(1)>

- ・ 工事箇所の手前100m、200m、300mの地点にそれぞれ工事箇所予告標示板を設置すること。

<通達 H19.3.23 2-②>

- ・ 工事箇所予告標示板に併設して300m及び200m手前に回転灯（大型含む）を増設設置する。





■ オレンジ色の表示板の設置状況



■ 蛍光色の表示板の設置状況

<追加事項>

- ・ 規制区間に近接して自動車専用道路のインターチェンジ、ランプなどの合流部がある場合は工事箇所予告標示板や警戒標識を可能な限り合流部に設置すること。

<留意点>

高速道路等の高い速度で走行していた車両が一般道に合流した場合、ドライバーの速度感覚が低速度に慣れていない場合があるため、合流部に減速対策を追加すること。また、情報提供についてはNEXCOと情報共有・連携を図ること。

<基準 第4-(3)>

- ・ 工事終了後路面を仮復旧して、一般の交通の用に供する場合で、工事箇所として示す必要がある箇所については、注意標識、保安灯等を設置すること。

<基準 第4-(7)>

- ・ 路面清掃又は目地補修等で、作業箇所が移動する場合は、作業中標識、セーフティーコーンを主体に設置し、必要に応じ工事箇所予告標識を設置すること。

### 3-3 一般車両に工事箇所の存在を認識させる追加対策

#### <通達 H7.8.3 1-(4)>

- ・片側交通規制により特に長期間で工事を実施する場合は、所轄警察署との協議のうえ、徐行措置だけでなく、可能な限り速度規制の導入を図ること。

#### <留意点>

速度が高い状態での規制区間への進入は、保安施設への接触や、保安要員、交通誘導員等との衝突などの危険性が高くなるため、可能な限りの減速対策を図る必要がある。長期間の片側交通規制の場合は、所轄警察署との協議のうえ、速度規制の導入を図ること。

#### <通達 H19.3.23 2-①>

- ・体感マットの設置は工事箇所予告標示板（300m 手前から 100m 間隔で設置）と併設して設置する。ただし、交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、現場単位に効果的な配置に適宜変更することは可能。また、設置にあたっては路面状況や除雪等を勘案し、適切な保守管理等にも配慮すること。

#### <留意点>

体感マットは原則として設置することとし、基準における設置箇所から必要に応じて増設（より手前から設置）すること。特に、多車線道路の車線規制の場合は、規制する車線に対する体感マットを積極的に増設すること。

周辺住民からの騒音・振動に関する苦情が想定されてやむを得ず設置しない場合は、代替の減速対策を検討すること。また、多車線の場合は、第1、2車線の両方の設置を徹底すること。また、規制区間内の徐行を促すため、規制区間内において体感マットを設置すること。

また、視覚的にも減速を促すため、体感マットは視認性の良いものを設置すること。ただし、反射材や発光するものについては、停止線や区画線など同様の取り扱いとなることがあるため、別途、所轄警察署と協議の上、設置すること。

#### <通達 H19.3.23 2-④>

- ・現場状況を勘案し、保有の工事標識車の積極的な活用を図ること。

#### <留意点>

工事標識車の配置は、暴走、規制への突入車両が発生した場合に、現場従事者を事故から防御する有効な方法である。保有の工事標識車は積極的に活用すること。

<通達 H19.3.23 4-③>

- ・ 冬期間の現道工事等において路面凍結等が予想される場合は、停止線付近に路面凍結防止剤の散布等も考慮すること。

<留意点>

停止線のみならず、区画線、体感マットなど路面に設置する保安施設は、常に機能が発揮される状況となるように留意するとともに、これらの保安施設に対しても、凍結防止対策をすること。

<追加事項>

- ・ 施工現場が視認しやすいよう十分な照明を設置すること。

<運用>

現場状況に応じて施工場所の視認性を高めるためバルーンライトなどを活用した照明により施工場所を明るくして注意を促すこと。

<基準 第4-(2)>

- ・ 夜間工事中の箇所又は工事終了後夜間放置する箇所には、必ず保安灯を設置すること。

### 3-4 施工者の被害を低減させる対策

#### <追加事項>

- ・ 作業箇所と規制区間の起点の距離が十分にとれるよう、沿道状況、交差点との位置関係に配慮しつつも、可能な限り規制区間の延長を長くすること。

#### <留意点>

暴走車両や規制帯への突入車両が発生した場合、保安施設との衝突によりドライバーが気づいて危険を回避できる可能性があるため、現場状況をよく把握したうえで、交差点箇所、沿道施設の配置状況に応じつつ、可能な限り作業箇所と規制区間の開始位置の距離をとること。

#### <通達 H19.3.23 3-①>

- ・ クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置すること。なお、クッションドラムは必ず水袋等で充填し、最大の効果が期待できる状態で使用のこと。

#### <留意点>

矢印板からとまるくん、クッションドラムまでの間に十分な距離を保つこと。

夜間工事においては、可能な限り照明施設を増設し、十分な明るさを保つこと。

誘導員の走行車線への飛び出しを防止する観点で、横断防止柵、バリケードを増設すること。

とまるくん、クッションドラムは一般車両のすり抜けを防止し、交通誘導員等の安全を確保できるように、複数、車線いっぱいに配置すること。

#### <通達 H19.3.23 3-②>

- ・ クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討すること。

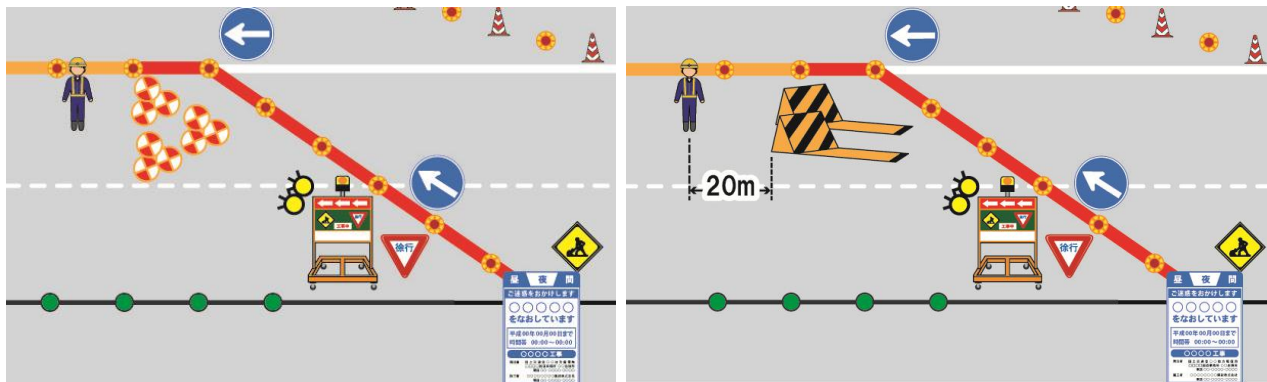
#### <留意点>

クッションドラム・デルタクッションと併せて、適宜、とまるくん（進入車両強制停止装置）を増設すること。この場合、とまるくんを進入車両が通過しないような設置間隔で設置すること。

その他の各種保安施設についても必要に応じて追加すること。

クッションドラムの設置は3個連結したものを3セット三角形に配置すること（下図参照）。

デルタクッションを使用する場合は、保安要員との離れを20m以上確保すること。（下図参照）。



■ クッションドラム・デルタクッションの配置イメージ

<通達 H19.3.23 3-③>

- ・ 維持工事など作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底すること。

<留意点>

保安施設が設置されていても、有効に機能しなければ安全対策となり得ないため、作業形態の変化に応じて保安施設の設置状況を確認し、移動等設置を徹底すること。

<通達 H7.8.3 1-(2)>

- ・ 路上工事の移動作業においては、セーフティコーン回収時など全作業について防護用に作業車（標識搭載車）の配置を徹底すること。

<留意点>

作業車（標識搭載車）の配置は、暴走、規制への突入車両が発生した場合に、現場従事者を事故から防御する有効な方法である。特に移動作業においては、保安施設の設置が他と比べ簡易であるため、必ず作業車（標識搭載車）を配置すること。

### 3-5 その他

#### <追加事項>

- ・ リアルタイム路上工事情報システムへの交通規制情報の登録を徹底すること。

#### <留意点>

交通規制開始前にはリアルタイム路上工事情報システムへ交通規制情報を速やかに登録し、VIC Sによるドライバーへの情報提供を徹底すること。

#### <追加事項>

- ・ 規制区間の前後において道路情報板の設置の有無を確認し、道路情報板が近接して存在する場合は、交通規制の情報提供に積極的に活用すること。

#### <追加事項>

- ・ 安全対策の実施状況については、保安施設・交通誘導員・保安要員の配置パターンの変更毎に写真撮影による記録を残すものとする。なお、ドライブレコーダー等の動画による記録も許可する。

## 4. 保安施設設置標準図

### <基準 第4>

- 保安施設は保安施設標準様式図に基づき、保安施設設置標準図一覧表により工事形態に則した保安施設を設置することを原則とする。ただし、工事形態によりこれによれない場合は、保安施設設置基準を参考として保安施設を設置するものとする。

### <留意点>

保安施設設置標準図は、保安施設設置基準を基本に、関係通達及び本運用要領を踏まえ、適宜施設、人員の追加を検討し運用すること。









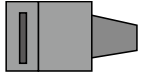
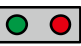
規制区間の起点は現場状況に応じて可能な限り工事施工箇所と距離をとること。

保安施設は NETIS 登録技術などを調査し、有効なものは積極的に活用を図ること。

### ■ 保安施設設置標準図一覧表

(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
呼 称	車線数	作 業 箇 所	昼・夜間作業別条件	摘 要
A - 1	4	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 2	2	"	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 3	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 4	2, 4	路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	現道拡巾工事
C - 1	2	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
C - 2	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
E - 1	-	-	昼間作業(施工後施設を撤去)	レーンマーク作業
E - 2	-	-	昼間作業(施工後施設を撤去)	路面表示作業
F - 3	-	路 側	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業(人力)
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
H - 1	-	歩道・路側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事
H - 2	-	路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事

■ 保安施設の種類及び設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	適要
照明灯				○			300～500W
保安灯		○	○	○			保安灯は標準図に示す位置に設置する
歩道柵			○	○			
バリケード	1筒/3m 		○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
	2筒/3m 						
セーフティコーン		○		○			
警戒標識 (213)	①			○			
工事箇所予告標識板	①			○			
警戒標識又は (211) (212)	②			○			
〃 (211-2)	③			○			
規制標識 (311-E)	④	○			○		
〃 (329)	⑤				○		
工事名標識板	⑥					○	
お願い標識板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通誘導員		○			○		旗の寸法は70×75 cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標識板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標識板	⑫					○	
まわり道案内標識板 (120-A)	⑬					○	
簡易信号機		○			○		

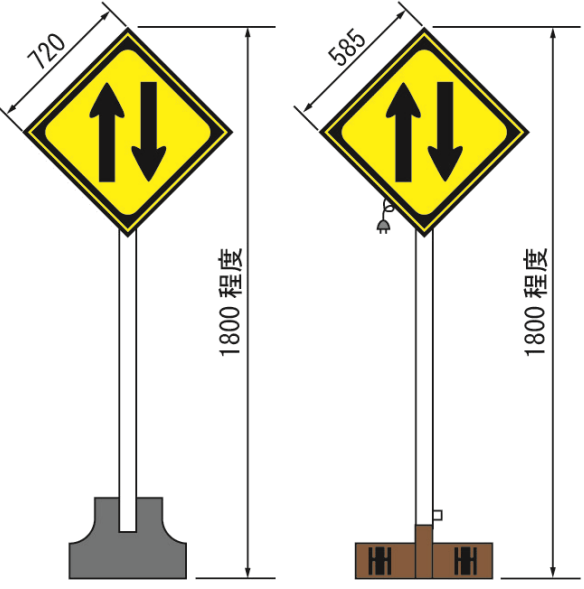
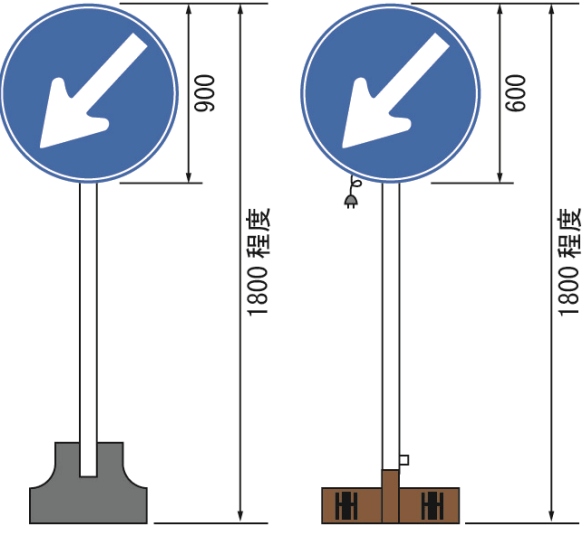
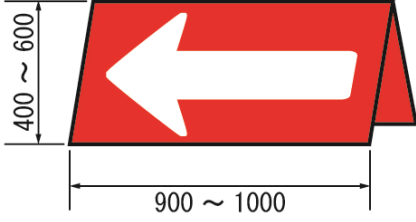
※連結式保安灯は40Wを3m間隔に設置する。  
チューブ式保安灯は出入口部は40W、中央部は30Wを設置する。



保安施設標準様式図

	保安施設標準様式図					
記号	①		①		②	
名称	警戒標識 (213)		工事箇所予告標示板		警戒標識 (211) または (212)	
様式および標準寸法 (単位mm)						
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度 40W程度とする。</p>	<p>地色は青色文字及び図縁は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。</p>	<p>電照式 左記と同じ</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度 40W程度とする。</p>

保安施設標準様式図

	保安施設標準様式図				
記号	④		④		④
名称	警戒標識 (212-2)		規制標識 (311-E)		
<p>様式および標準寸法 (単位mm)</p>					
<p>注</p>	<p>拡大率 1.6 倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率 1.3 倍を標準とする。 照明度 40W程度とする。</p>	<p>拡大率 1.5 倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率 1.0 倍を標準とする。 照明度 40W程度とする。</p>	<p>全面反射シート貼付とする。 材質：鋼板またはアルミ板</p>

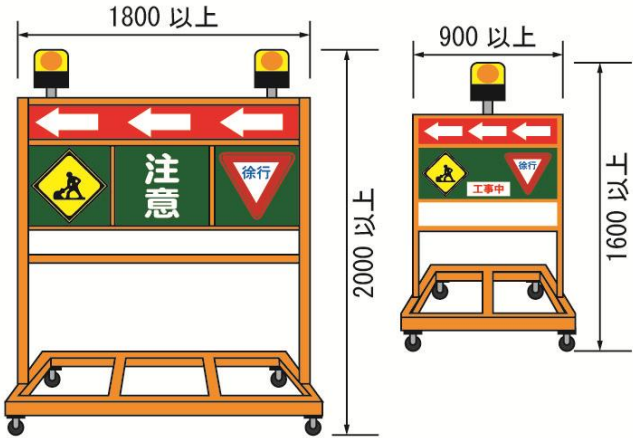

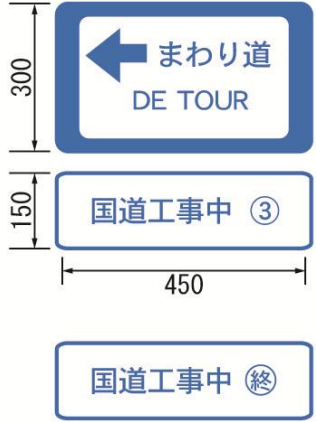
保安施設標準様式図

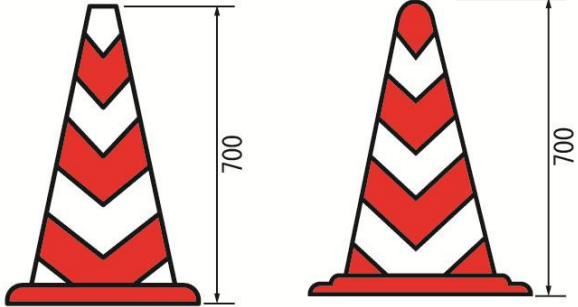
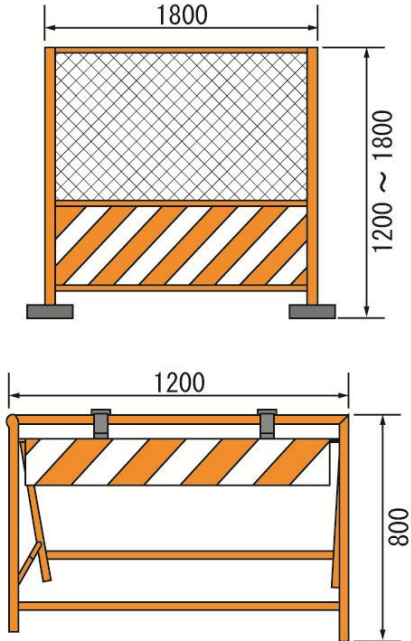
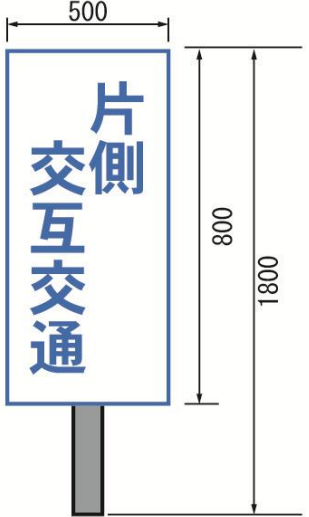
記号	⑤		⑥	⑥
名称	規制標識 (329)			工事名標示板
様式および標準寸法 (単位mm)				
注	<p>拡大率 1.5 倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率 1.0 倍を標準とする。 照明度 40W程度とする。</p>	<p>全面反射シート貼付式とする</p>	<p>(1) 工事への理解を求める「挨拶文」を表示 (2) 「何の目的」で工事を実施しているのかをわかりやすく表示 (3) 「工事期間」は一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で協調 (4) 工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示 (5) 「工事実施者」「問い合わせ先」は、関心のある道路利用者が確認できる程度に表示</p>

保安施設標準様式図		
記号	⑦	⑧
名称	夜間作業または昼夜兼行作業の揭示板	お願い標示板
様式および標準寸法 (単位mm)		
注	<p>(1) 工事名標示板の真上に表示するものとする。</p> <p>(2) 色彩は、縁及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地の白色とし、縁線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。</p> <p>(3) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1.5cmとする。</p>	<p>白字に黒文字とする。</p> <p>※          工事請負者名                    ○ ○ ○ K K          電話番号                    TEL    ○○-○○○○          現場責任者名                    ○ ○ ○ ○</p>

保安施設標準様式図			
記号	⑨	⑩	⑩
名称	保安灯	歩道柵	回転灯
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1) 確認距離、夜間 150m以上の効果をもつものであること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは、黒黄の縞をほどこすものとする。  (2) ロープの外径は 12 mm以上とする。  (3) 柱間隔は約 3 mを標準とする。</p>	<p>確認距離 200m以上の効果をもつ黄色（赤色）回転灯とする。</p>

保安施設標準様式図

記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識 (120-A)
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	<p>(1) 内部照明するものとし矢印「<math>\leftarrow</math>」は点滅式とする。 パネル標識版は規制標識、警戒標識を併用する。</p> <p>(2) 標示板頂部には、視認距離 200m以上の効果をもつ点滅式黄色注意灯を設置する。</p>	<p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。</p> <p>(3) まわり道「450M」または <math>\rightarrow</math> の文字もしくは記号に反射装置を施すものとする</p>	<p>字体、文字、地色は⑫に同じ</p>

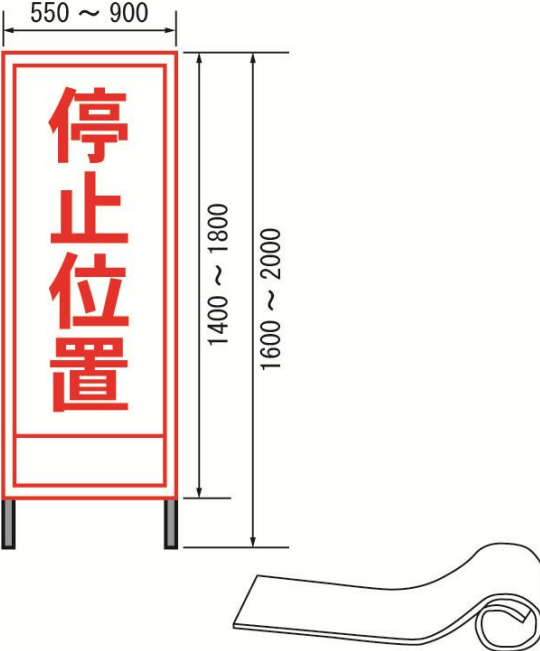
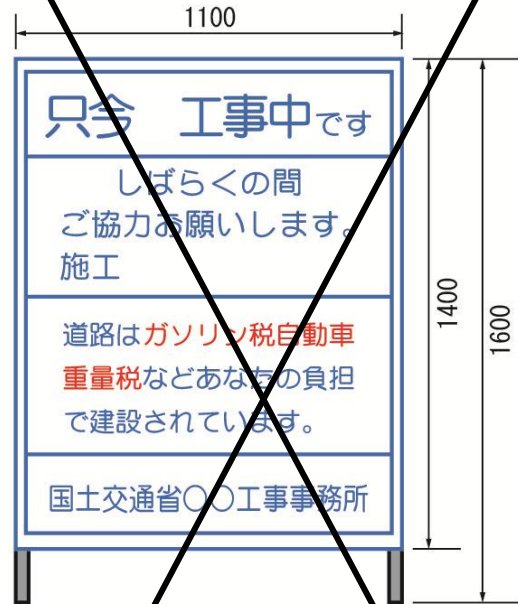
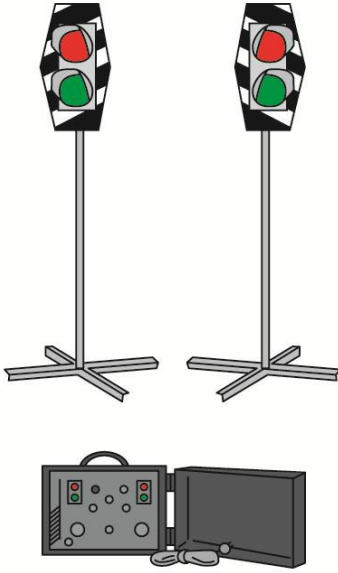
保安施設標準様式図			
記号	○	≡	
名称	セーフティーコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 反射式または内部照明式とする。</li> <li>2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バリケードは鋼製。</li> <li>2. 板は反射式とする。</li> </ol>	地を白色とし、縁及び文字を青色、反射式とする。

保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）

記号					
名称	その他の危険（警戒標識 215）	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン（内部照明付）
様式および標準寸法（単位mm）					
注	拡大率 1.6 倍標準とする。 （全面反射）	(1) 地を白地、文字及び縁を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を白地、文字及び縁を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。	内部照明、または反射式とする。



保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）

記号			
名称	停止板	ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
<p>様式および標準寸法（単位mm）</p>			
注	<p>全面反射シート貼付式とする。 ゴム製停止ライン</p>	<p>1. 白地に青文字とする。 2. 「ガソリン税・自動車重量税など」は赤文字とする。</p>	<p>1. 二灯式（赤青）を標準とする。 2. レンズ径は 200φと以上とする。</p>

## A-1 型標準図

4車線：片側全車線閉塞、車道舗装（打替、オーバーレー等を含む）

a：昼間作業（夜間は撤去）、b：昼間作業（夜間も存置）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

〈備考〉

a 作業：保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く

b 作業：照明灯は除く

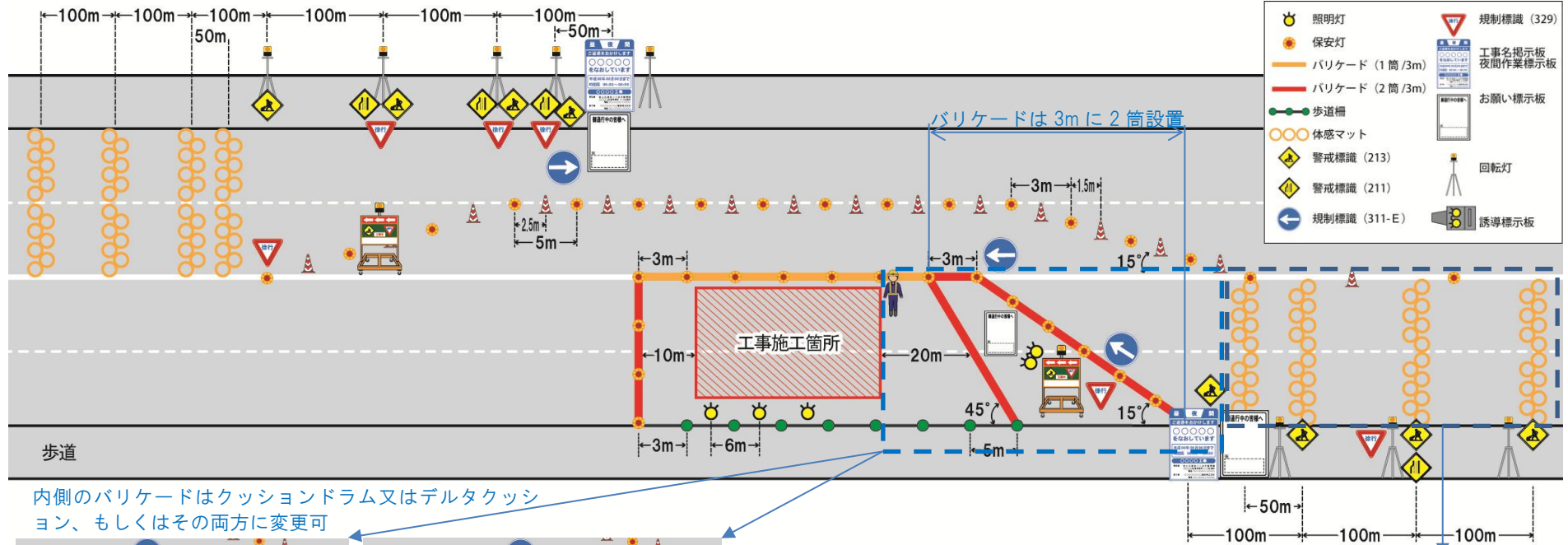
c 作業：照明灯は同等以上の可搬式とすることができる

〈クッションドラムの運用について〉

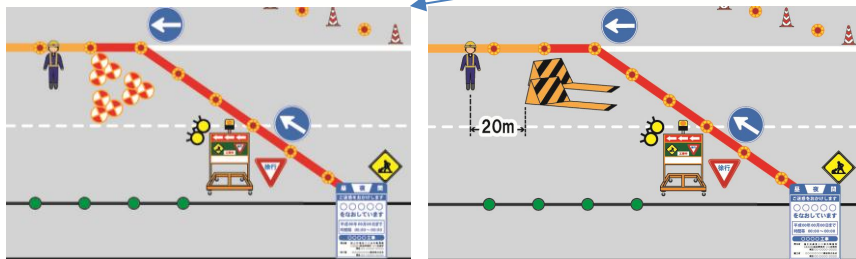
- クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置
- クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討

〈標示板について〉

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底



内側のバリケードはクッションドラム又はデルタクッション、もしくはその両方に変更可



	照明灯		規制標識 (329)
	保安灯		工事名掲示板 夜間作業標識板
	バリケード (1 筒/3m)		お願い標識板
	バリケード (2 筒/3m)		
	歩道柵		
	体感マット		
	警戒標識 (213)		
	警戒標識 (211)		
	規制標識 (311-E)		
			回転灯
			誘導標示板

〈体感マットの設置について〉

- 工事箇所予告標示板と併設して設置
- 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

## A-2 型標準図

2車線：片側全線閉塞、車道舗装（打替、オーバーレー等を含む）

a：昼間作業（夜間は撤去）、b：昼間作業（夜間も存置）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

<備考>

a 作業：保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く

b 作業：照明灯は除く

c 作業：照明灯は同等以上の可搬式とすることができる

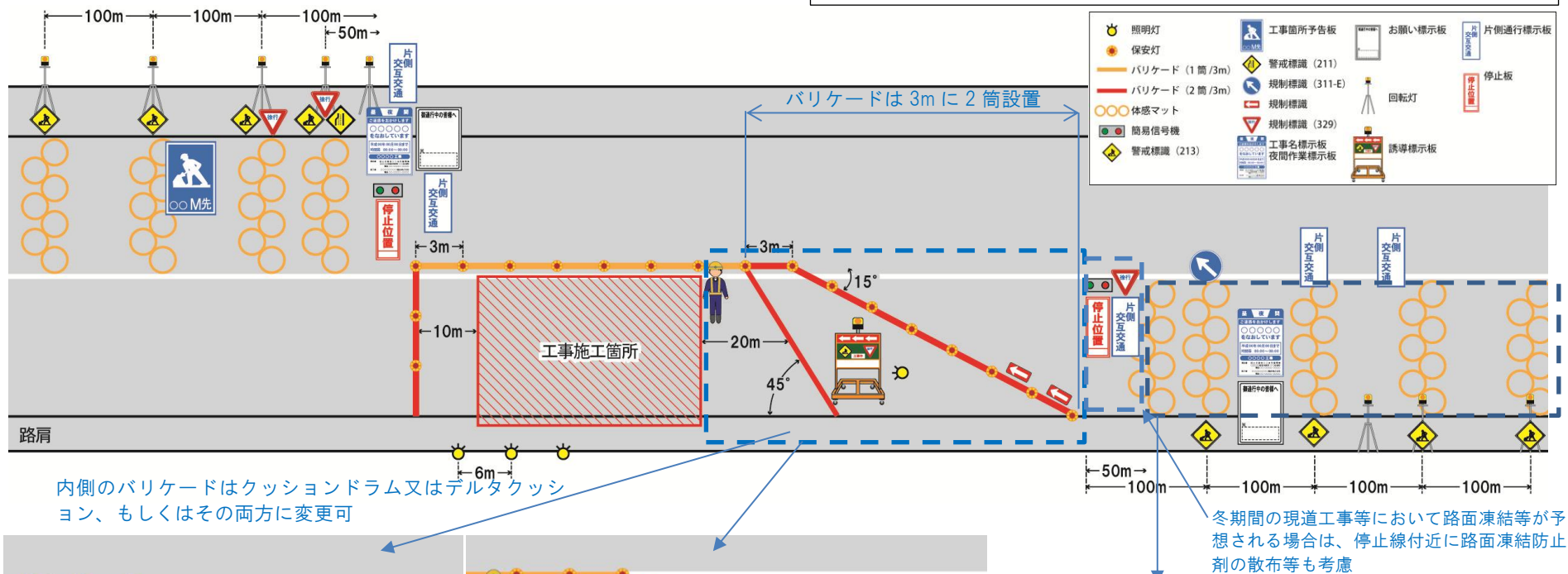
### <クッションドラムの運用について>

- クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置
- クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討

### <標示板について>

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底

※ 青書きは通知に関する事項



### <体感マットの設置について>

- 工事箇所予告標示板と併設して設置
- 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

### A-3 型標準図

4車線以上：片側一車線以上通行可、車道舗装（打替、オーバーレー等を含む）

a：昼間作業（夜間は撤去）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

〈備考〉

a 作業：保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く

c 作業：保安灯の中央部（車線中央）等の固定は歩道柵・固定金具（棒鋼等）等によるものとする

c 作業：照明灯は同等以上の可搬式とすることができる

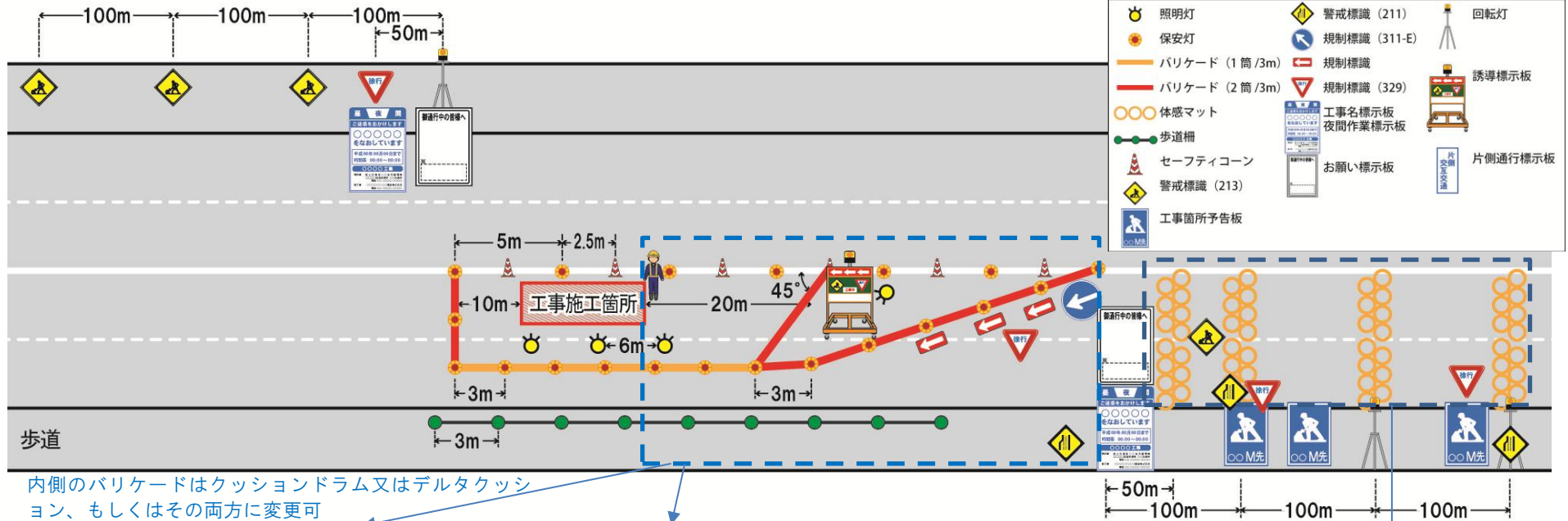
※ 青書きは通知に関する事項

#### <クッションドラムの運用について>

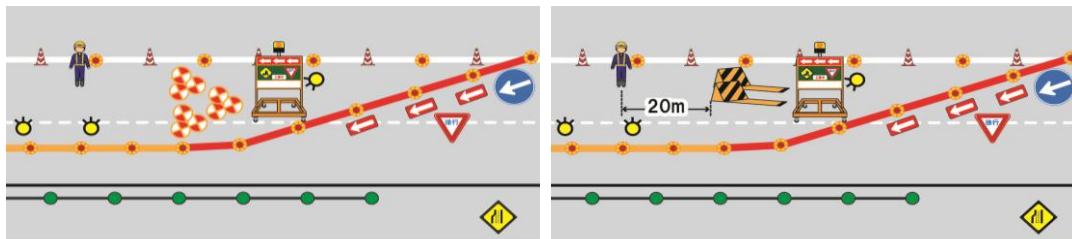
- クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置
- クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討

#### <標示板について>

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底



内側のバリケードはクッションドラム又はデルタクッション、もしくはその両方に変更可



#### <体感マットの設置について>

- 工事箇所予告標示板と併設して設置
- 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

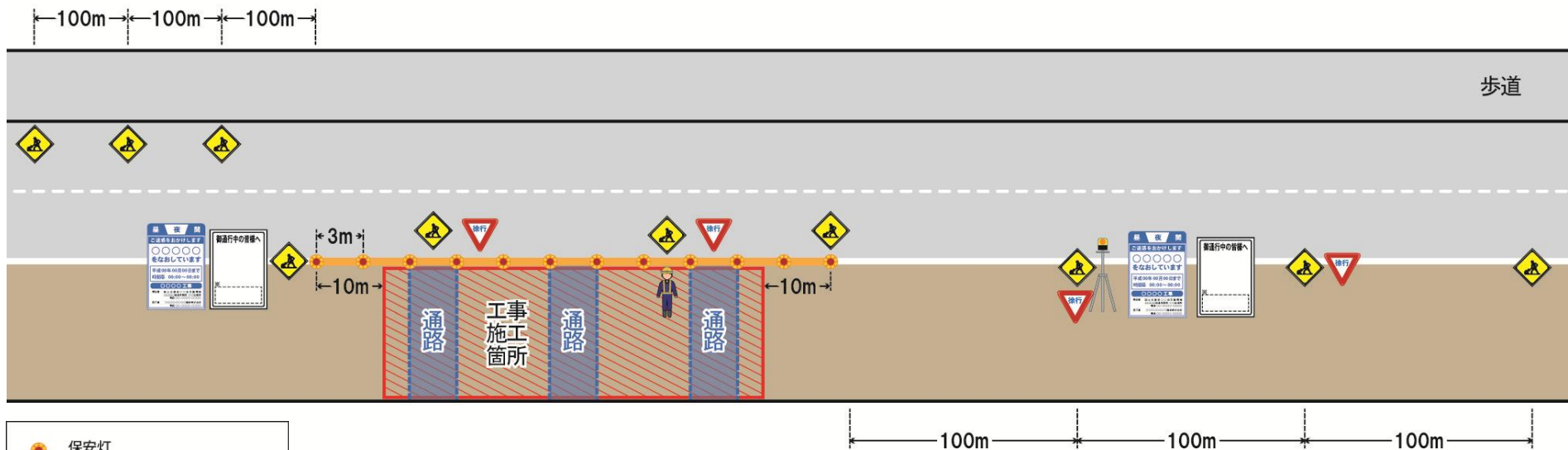
### A-4 型標準図

2車線、4車線：路側、現道拡巾工事  
 b：昼間作業（夜間も存置）

#### <標示板について>

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底

※ 青書きは通知に関する事項



	保安灯
	バリケード (1筒/3m)
	警戒標識 (213)
	規制標識
	工事名標示板 夜間作業標示板
	お願い標示板
	回転灯

### C-1 型標準図

2車線：片側全車線閉塞、局部打換（小規模）：パッチング等

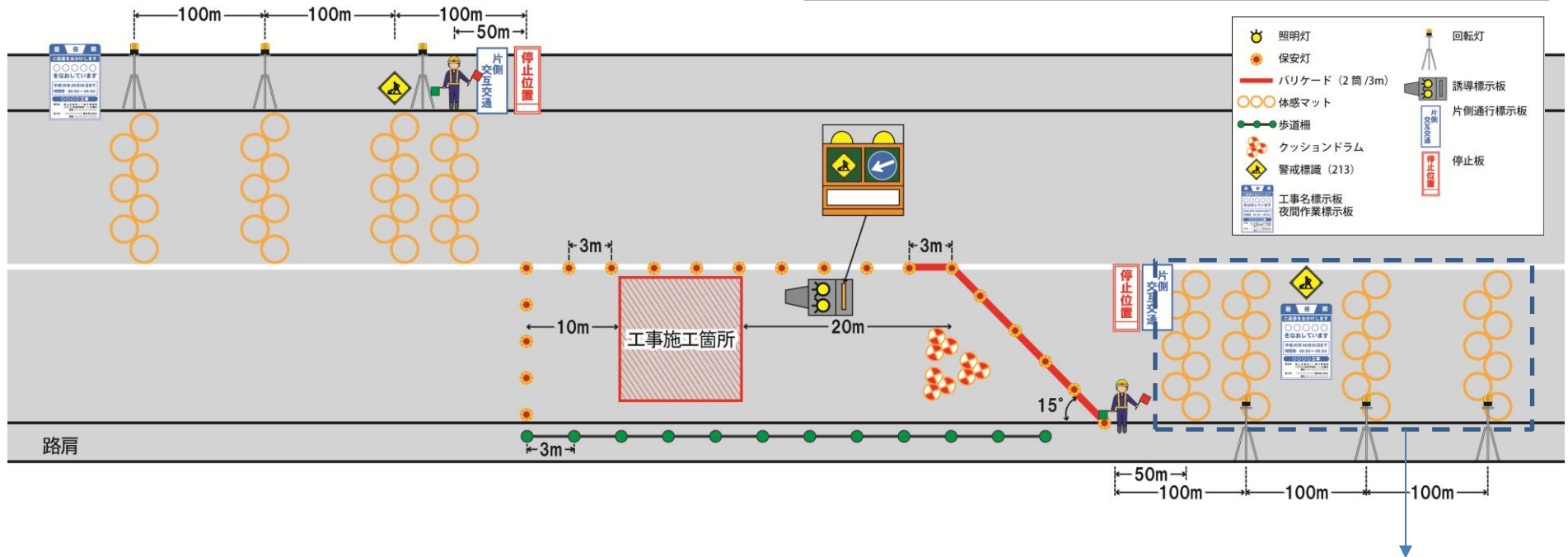
※ 工事箇所が短期間で移動する箇所を想定

a：昼間作業（夜間は撤去）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

〈備考〉

a 作業：保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く

※ 青書きは通知に関する事項



#### <クッションドラムの運用について>

- クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置
- クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討

#### <標示板について>

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底

#### <体感マットの設置について>

- 工事箇所予告標示板と併設して設置
- 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

## C-2 型標準図

4車線以上：片側一車線以上通行可：局部打換（小規模）：パッチング等

a：昼間作業（夜間は撤去）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

<備考>

a 作業：保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く

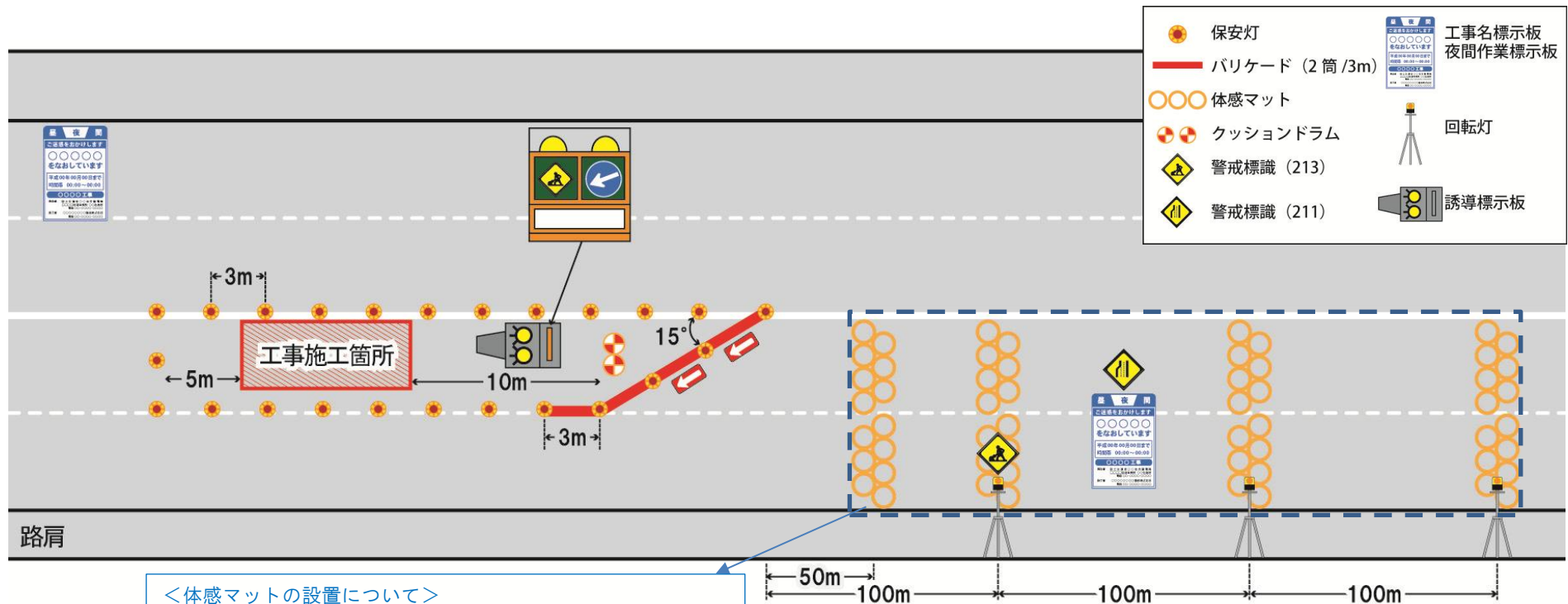
※ 青書きは通知に関する事項

### <クッションドラムの運用について>

- クッションドラムは交通誘導員の前面に複数個連結して設置
- クッションドラムに変えて（または追加して）、デルタクッションの採用も検討

### <標示板について>

- 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底



### <体感マットの設置について>

- 工事箇所予告標示板と併設して設置
- 体感マットは1箇所当たり3本を3m間隔で設置
- 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

### E-1 型標準図

レーンマーク作業

昼間作業

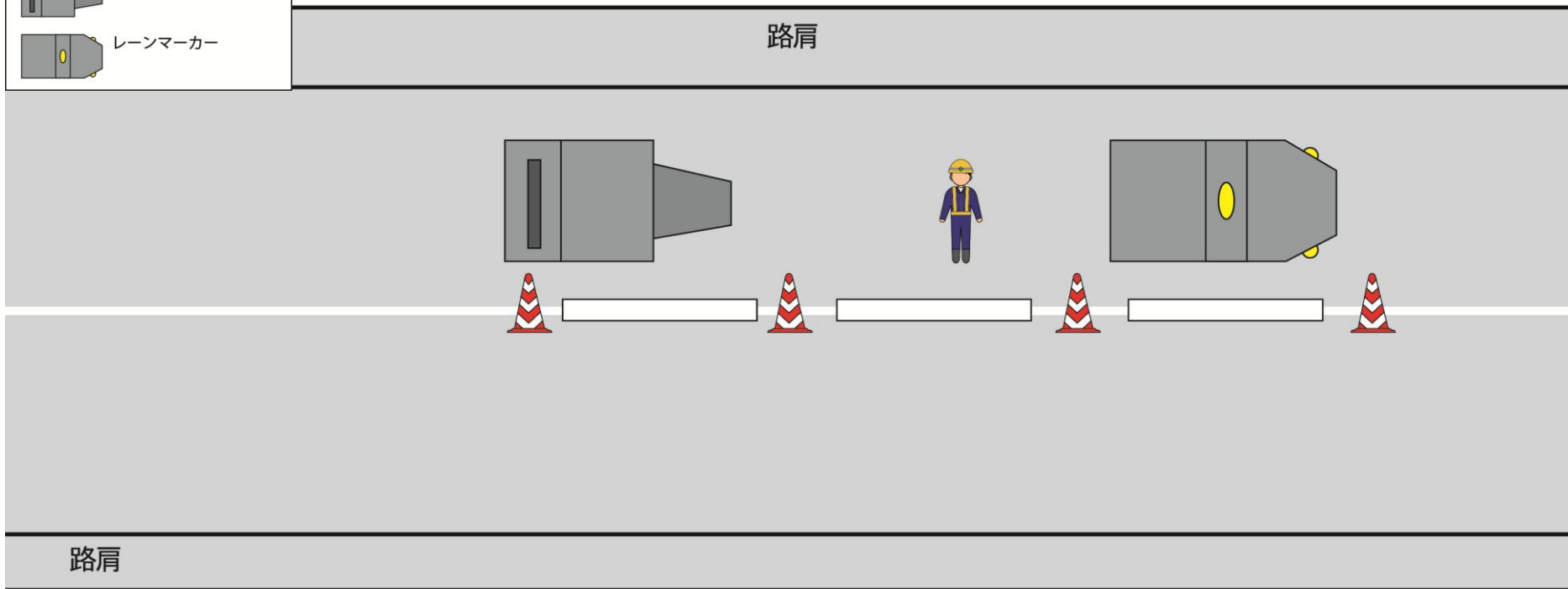
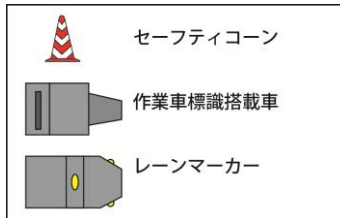
<備考>

作業実施には防護用に作業車を配置する。  
必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。  
標識搭載車に車間距離標示板を取り付ける。  
標識搭載車に警報装置を取り付ける。

<移動作業時の作業車（標識搭載車）の配置の徹底>

- ・ 路上工事の移動作業においては、セーフティコーン回収時など全作業について防護用に作業車（標識搭載車）の配置を徹底すること。

※ 青書きは通知に関する事項





## E-2 型標準図

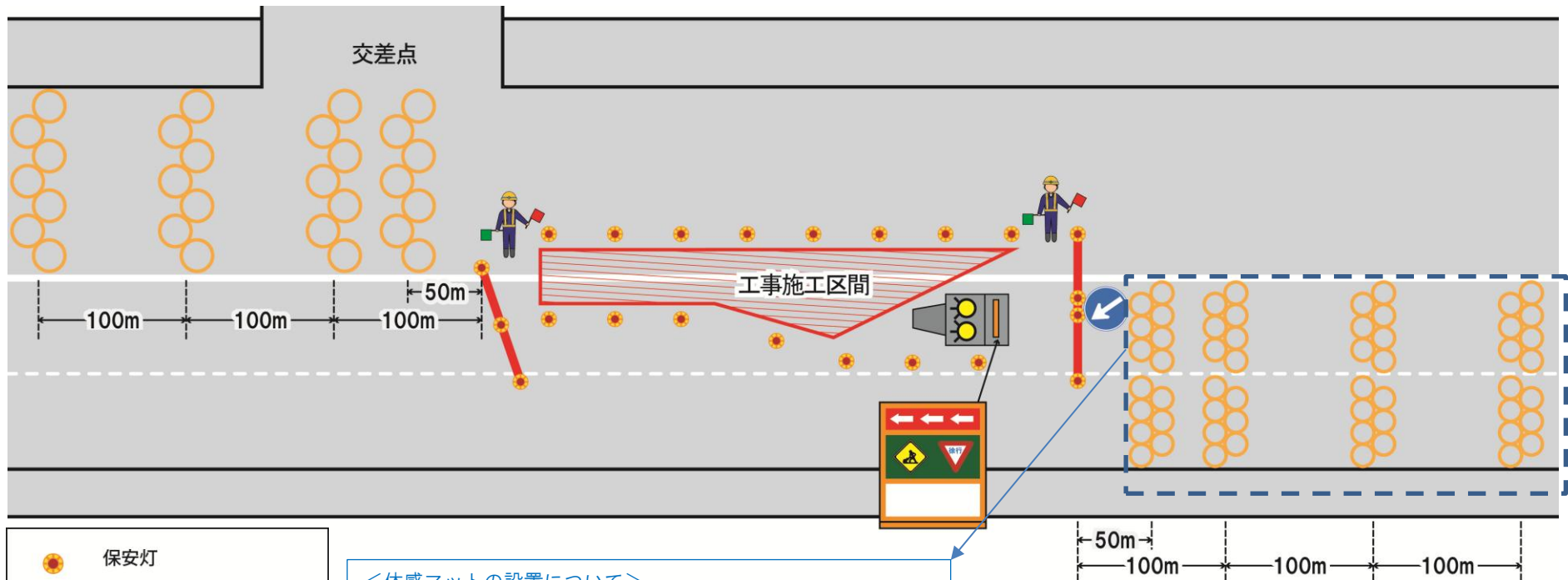
路面表示作業

a：昼間作業（夜間は撤去）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

<備考>

昼間の作業は保安灯をセーフティコーンに換え照明を除く。

※ 青書きは通知に関する事項



- <体感マットの設置について>
- ・ 工事箇所予告標示板と併設して設置
  - ・ 体感マットは1箇所当たり3本を3m間隔で設置
  - ・ 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
  - ・ 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
  - ・ 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

### F-3 型標準図

短時間の路側作業（人力）：側溝、ガードレール、標識等の設置、修繕、清掃等、  
a：昼間作業（夜間は撤去）、c：夜間作業（昼間は施設を撤去）

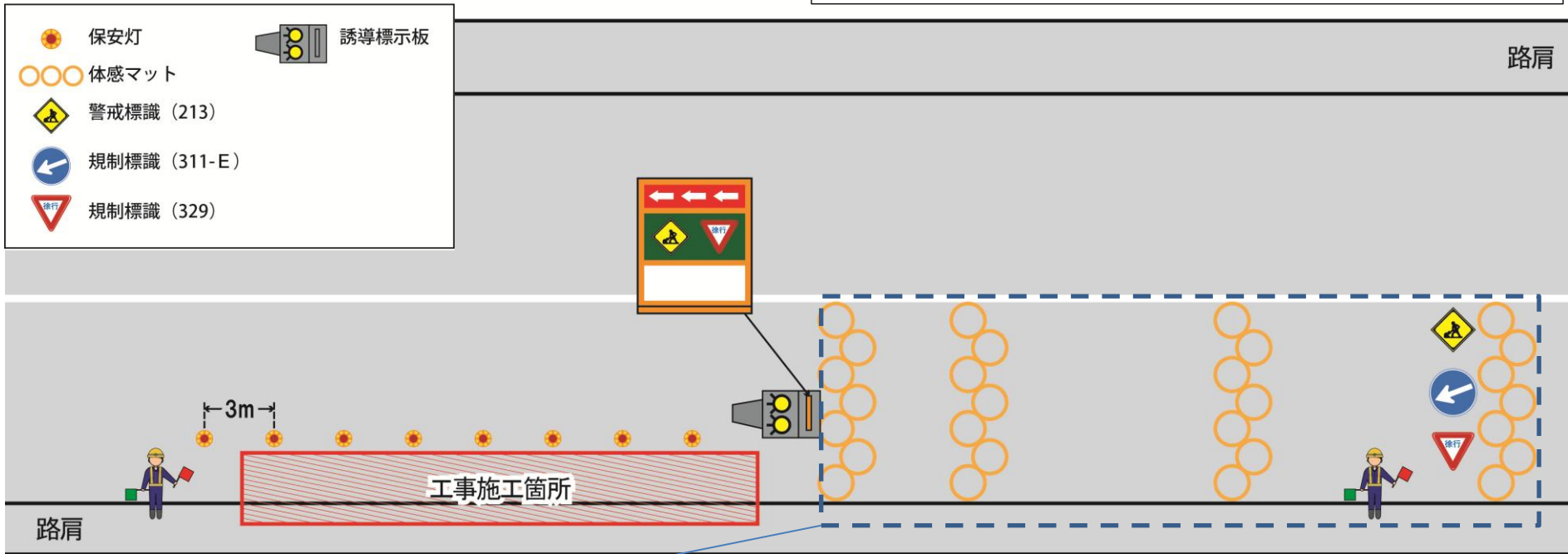
〈備考〉

昼間作業の場合は保安灯をセーフティコーンに換え、照明灯は除く  
警戒標識（213）、工事箇所予告標示板の設置数、距離は交通量その他現地の状況により増量する

〈標示板について〉

- ・ 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- ・ 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- ・ 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底

※ 青書きは通知に関する事項



〈体感マットの設置について〉

- ・ 工事箇所予告標示板と併設して設置
- ・ 体感マットは1箇所当たり3本を3m間隔で設置
- ・ 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- ・ 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- ・ 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

## H-1 型標準図

歩道・路側：路面作業 2車線  
 b：昼間作業（夜間も存置）  
 <備考>

### <標示板について>

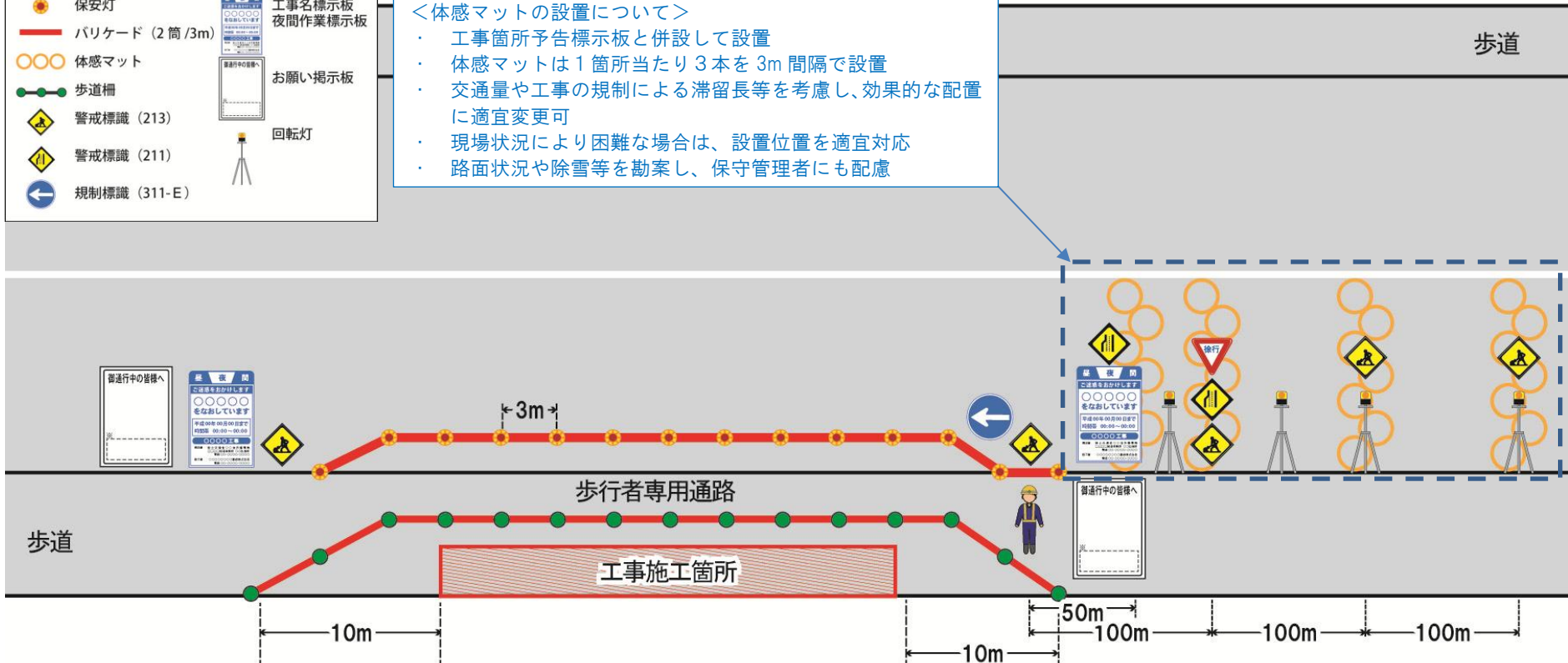
- ・ 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- ・ 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- ・ 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底



※ 青書きは通知に関する事項

### <体感マットの設置について>

- ・ 工事箇所予告標示板と併設して設置
- ・ 体感マットは1箇所当たり3本を3m間隔で設置
- ・ 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- ・ 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- ・ 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮

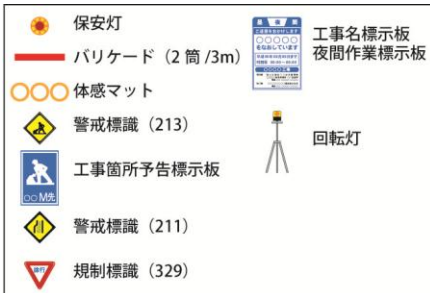


## H-2 型標準図

路側：路面作業 2車線  
 b：昼間作業（夜間も存置）  
 <備考>

### <標示板について>

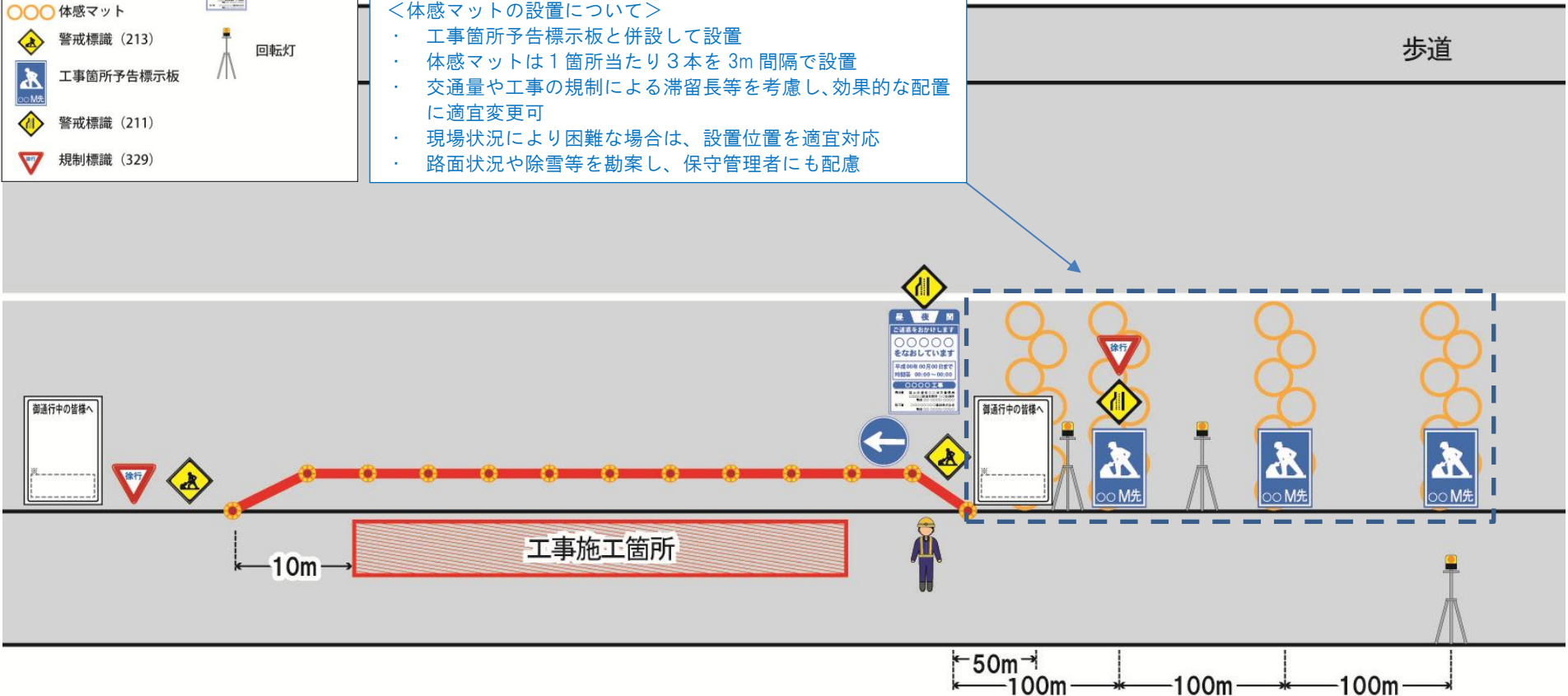
- ・ 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる
- ・ 標示板の色彩は地をオレンジ色、無地図柄は黒色の組み合わせのものを使用できる
- ・ 作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底



※ 青書きは通知に関する事項

### <体感マットの設置について>

- ・ 工事箇所予告標示板と併設して設置
- ・ 体感マットは1箇所当たり3本を3m間隔で設置
- ・ 交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、効果的な配置に適宜変更可
- ・ 現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応
- ・ 路面状況や除雪等を勘案し、保守管理者にも配慮



## 5. 保安施設の設置・撤去手順（案）について

<通達 H19.3.23 7>

- ・ 現道工事における保安施設の設置・撤去の際の手順は、現在受注者が任意に行っているが、「路上工事事故防止対策検討委員会」において標準的な保安施設の設置・撤去手順を策定しているので参考とする。

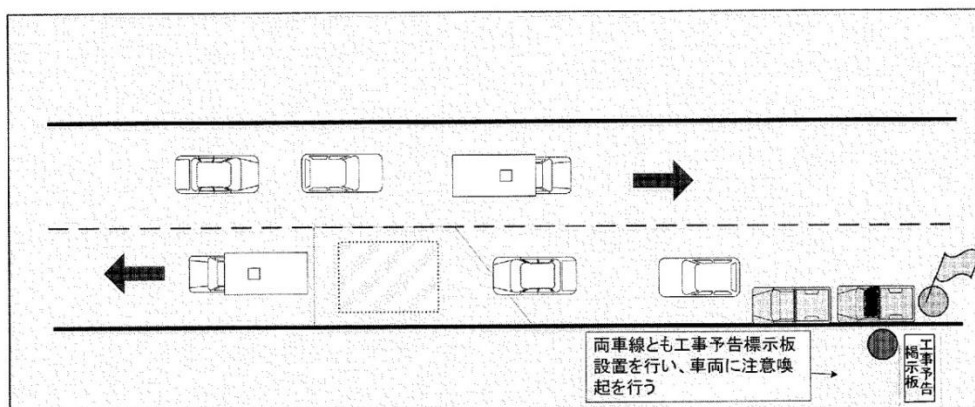
# 保安施設の設置・撤去手順（案）

平成14年 3月

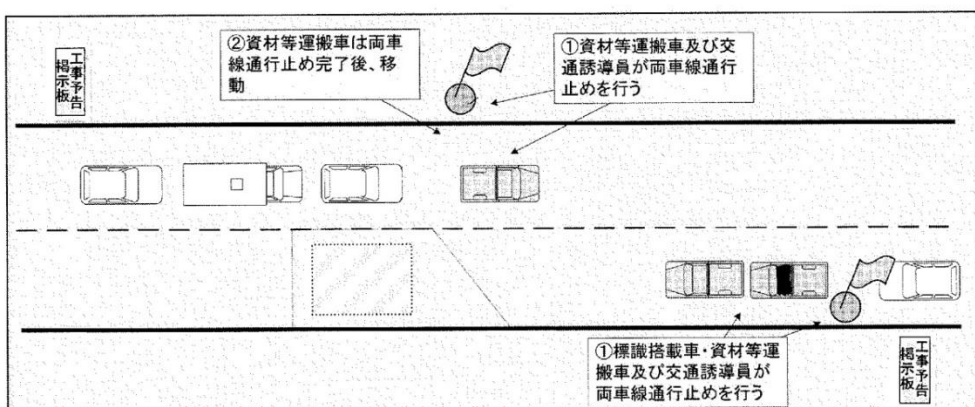
東北地方整備局 路上工事事故防止対策検討委員会

## 設置手順の提案

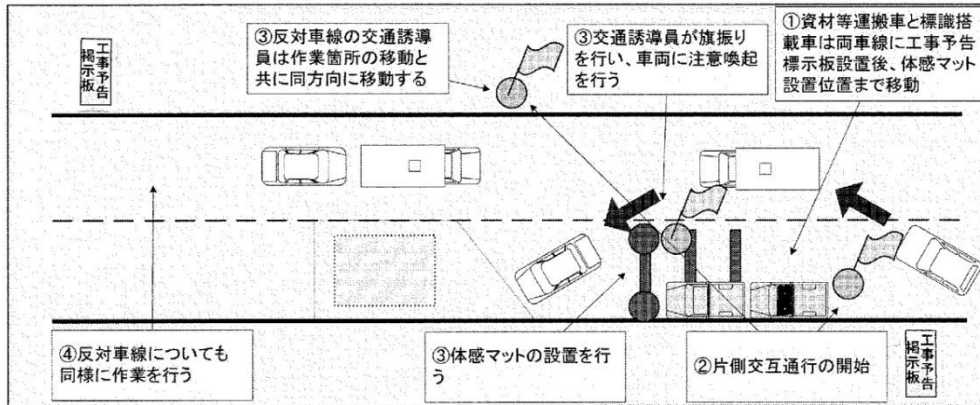
### (1) 工事予告標示板の設置



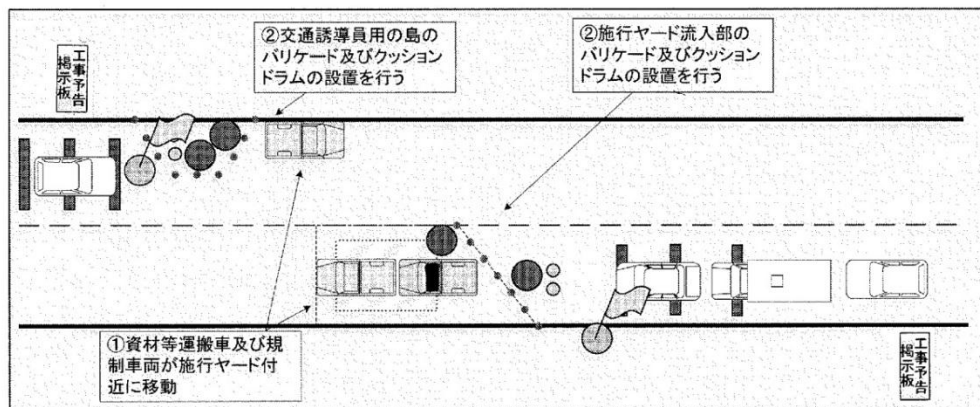
### (2) 両車線通行止めの実施



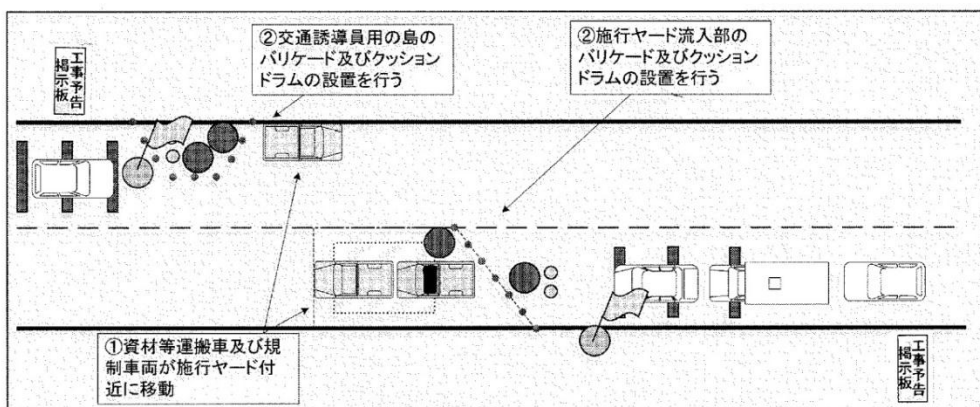
### (3) 体感マットの設置 (片側交互通行)



### (4) 両車線通行止めの実施

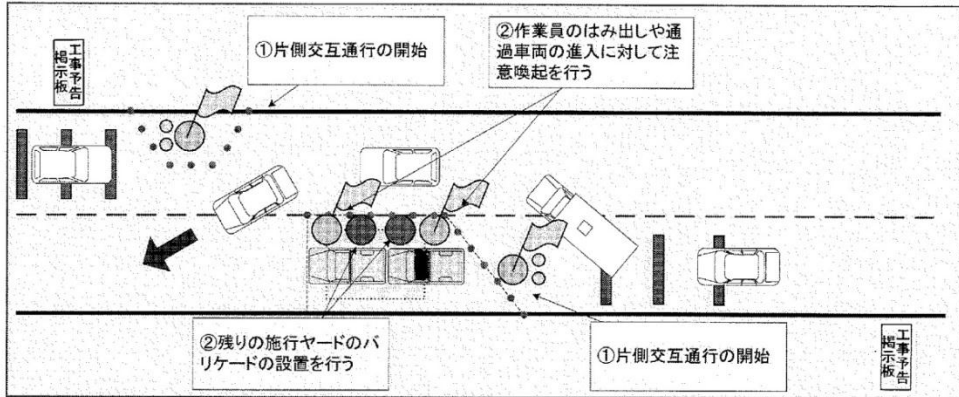


### (5) 施行ヤード流入部及び交通誘導員用島へのバリケード設置

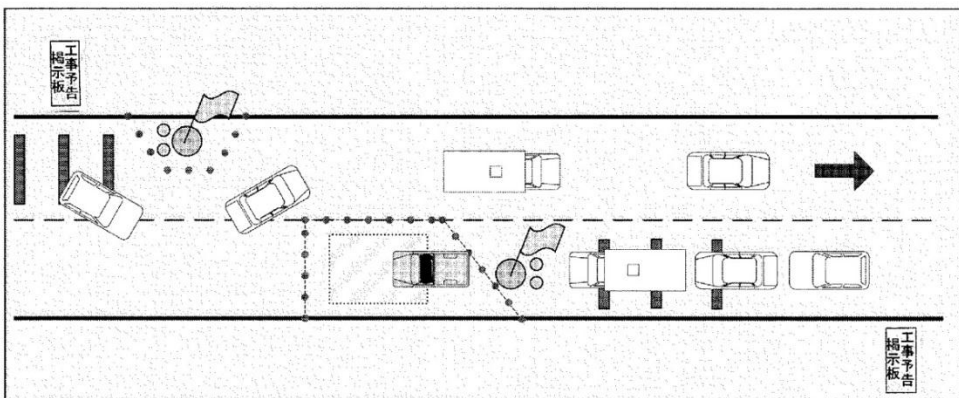


※夜間作業においては早い段階から投光機を使用すること

(6) 片側交互通行の開始及び残りの施行ヤードのバリケード設置 (片側交互通行)



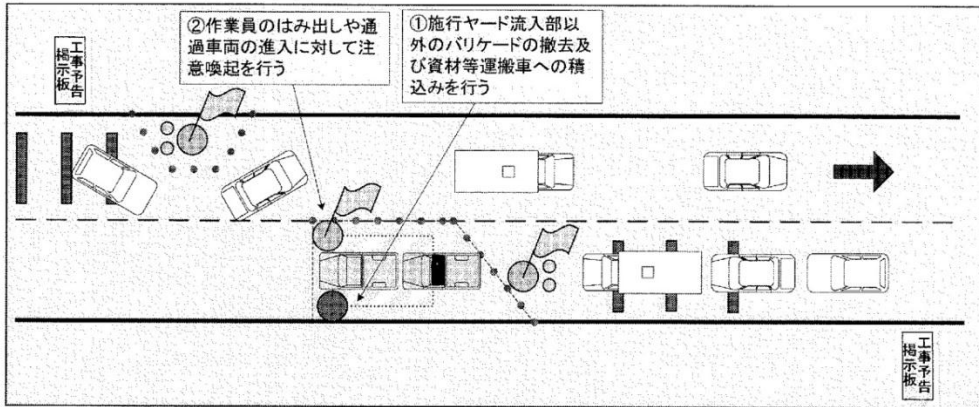
(7) 設置完了



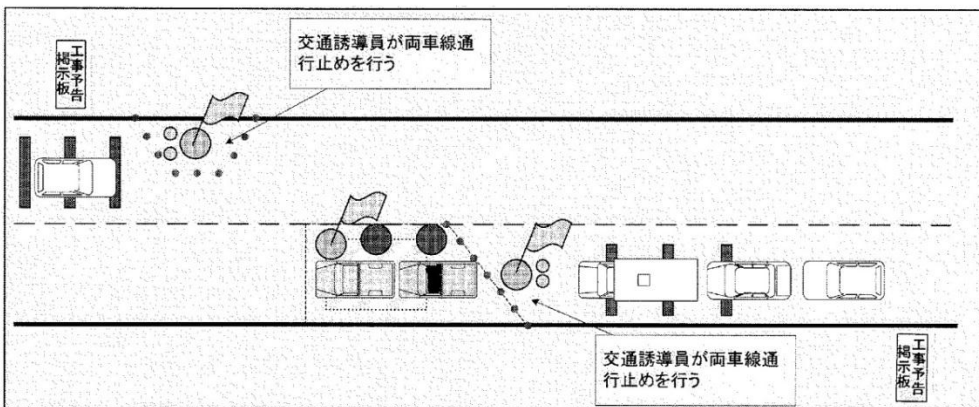


撤去手順の提案

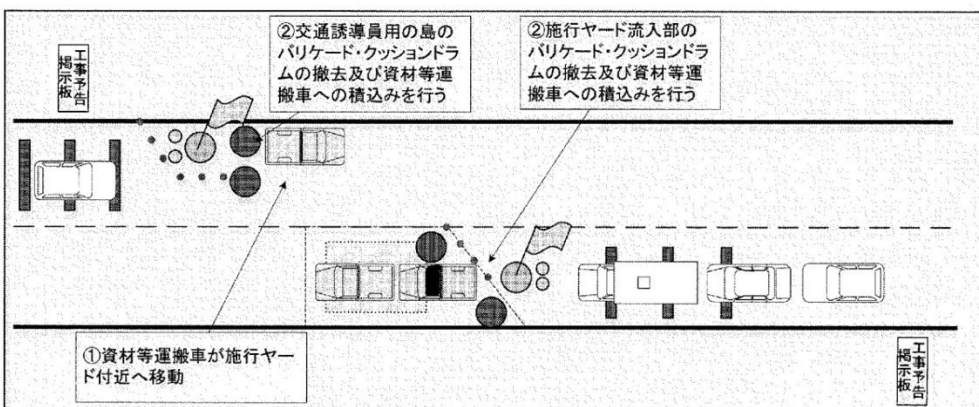
(1) 施行ヤード流入部以外のバリケードの設置 (片側交互通行)



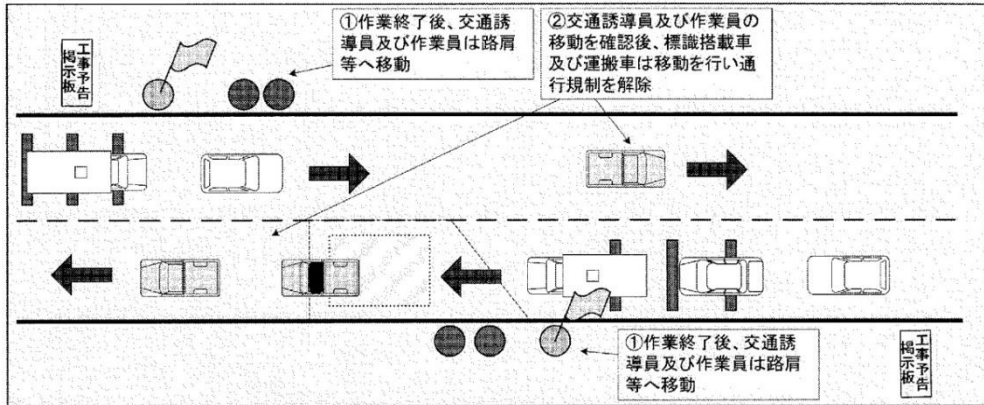
(2) 両車線通行止めの実施



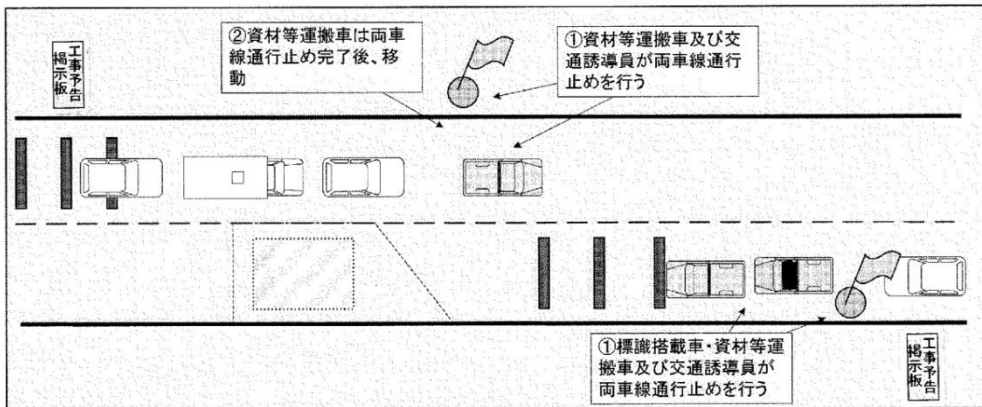
(3) 施行ヤード流入部及び交通誘導員用島のバリケードの撤去



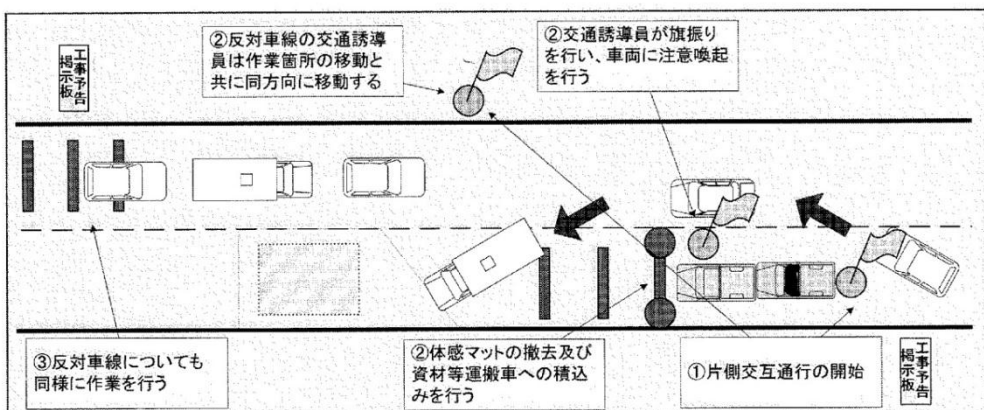
(4) 両車線通行止めの解除



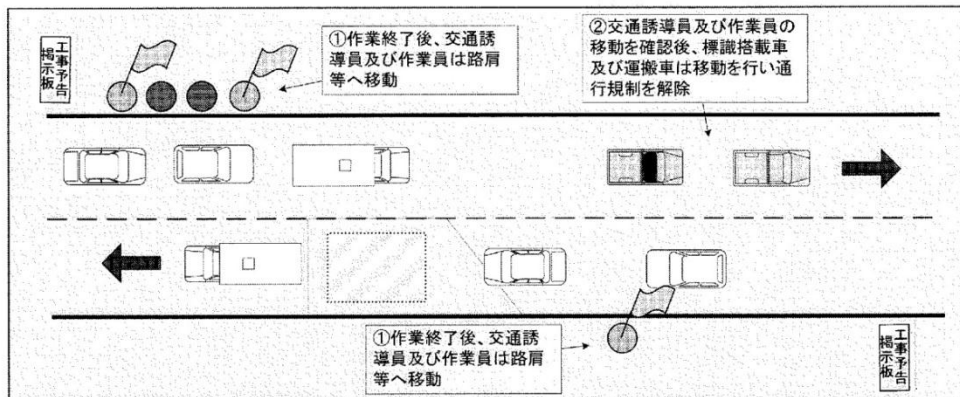
(5) 両車線通行止めの実施



(6) 体感マットの撤去 (片側交互通行)



(7) 片側交互通行の解除



(8) 工事予告標示板の撤去（撤去完了）

